

令和 3 年 1 0 月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和３年１０月結城市教育委員会定例会

○日 時 令和３年１０月２５日（月曜日）

○場 所 結城市役所 大会議室１

○出席委員 黒田光浩教育長
岩崎勤委員（教育長職務代理者）
中村義明委員
赤木信之委員
北嶋節子委員

○教育委員会事務局

教育部長 飯田和美
学校教育課長 大木博、指導課長 久下英彦、
生涯学習課長 斉藤伸明、スポーツ振興課長 宮本臣久
学校教育課学務係長 小林洋一 学校再編係長 和泉田真

１ 付議事件

- （１）議案第３０号 結城市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について
- （２）議案第３１号 結城市奨学基金の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- （３）議案第３２号 結城市奥順奨学基金の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- （４）議案第３３号 乙女屋本店奨学基金の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- （５）議案第３４号 ゆうき図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

２ 報告事項

- （１）報告第３４号 教育長報告について

学校教育課長 本日、傍聴希望者がおりませんでしたので、ただいまから開催をしたいと思います。

それでは、黒田教育長より開会の宣言をお願いいたします。

教育長 本日の出席委員は 4 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 3 年 1 0 月教育委員会定例会を開催いたします。

議事に入る前に、定例会の会議録署名人を指名いたします。

北嶋委員にお願いします。

岩崎委員 はい。

教育長 本日の議案は 5 件でございます。

◎議案第 3 0 号 結城市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

教育長 まず、議案第 3 0 号 結城市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について、事務局より提案説明をお願いします。

事務局 それでは、1 ページをお開きください。

議案第 3 0 号 結城市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について。

上記議案を提出する。

令和 3 年 1 0 月 2 5 日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

続きまして、2 ページをご覧ください。

2 ページは、この規則改正の公布文になります。

3 ページ及び 4 ページにつきましては、その新旧対照表になってございます。

それでは、改正内容につきましてご説明いたします。

令和 2 年度及び令和 3 年度の特例として時限的に導入した 2 学期制の効果等を踏まえ、令和 4 年度以降は通例的な 2 学期制を導入し、ウィズコロナにおける学校教育の充実を図るものでございます。

2 学期制のメリットといたしましては、学期が減ることで余裕のある授業時数が確保できること、通知表の作成など児童生徒の評価の回数が減ることで、児童生徒と接する時間を増やし、効果的な教育活動を図ることができる、こういったことが挙げられます。

県内の動向でございますが、令和 3 年度 2 学期制を導入している市町村は 1 5 でございます。県西地区では、本市と下妻市が 2 学期制を導入しております。

提案説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。

ただいま事務局から議案第 3 0 号の説明がありましたが、ご質問等ござ

いましたらお願いします。

中村委員
教育長
中村委員

ちょっと、じゃ、1点だけ。

中村委員。

まあ私、賛成ですけれども、これって特別2学期制でかなり検討したとは思いうですけれども、よその地区でもやっているかもしれないんですが。さほど問題なしということで2学期制を取り入れるわけでしょうけれども、その中でもあえてちょっと気になるという、そういう気がかりな問題点を挙げるとすれば何になりますか。2学期制を取り入れていくことに。

教育長
事務局

事務局、お願いします。

あえて挙げるとすれば、今まで3学期制でやっていましたので、子供たちの生活のリズムというんですかね、そういったものが少し今までと違うことによる戸惑いみたいなのはあるかなと思いますけれども。

特にその辺は、先生のほうの指導によりまして、きちんとけじめがついているということで、令和2年度それから今年度もそうなんですけど、やってきた中で特に大きな問題はなかったというふうに見ております。

中村委員
教育長

ありがとうございました。終わります。

もう1つ、気になるところをお話ししますと、中学校3年生、小学校6年生もそうなんですけれども、私立中学、高校への調査書をどうするのか。大体11月、12月にはもう出してしまいますので、それに間に合うのかどうかということ。

それはいつの評価なのかということを考えますと、それも具体的にはきちんと10月末までの評価、私立高校では11月末までの評価が調査書として提出されることになるので、その辺のところをきちんと区切れば、その中学校3年生やあるいは小学校6年生も、入学試験に関しても別段問題はないということ。

評価がどの段階で行くのかっていうのがちょっと指導課でも話があったんですけれども、それでも大丈夫だということで考えております。

そのほかいかがでしょうか。

北嶋委員。

北嶋委員

前期と後期の日程ですけれども、単純に4月から9月と10月から3月で前期・後期ではないんですけれども、この第2月曜日からとなっているのは、これは何か、その学習できる日数、時間か何かの関係ですか。

教育長
指導課長

これは、指導課長からでいいですか。

前期と後期の区切りではないですけれども、1学期、2学期、3学期だと、中に夏休みが入って、冬休みが入りますよね。この10月の第2月曜日ってスポーツの日がこの後入ってくるので、3日間のお休みが入るという意味において、ちょうどそこあたりがいいのかなっていう部分で、このようにさせていただいたところがあるんですけれども。

北嶋委員

前期が終わって、秋休みみたいなものですね。

指導課長 そうですね。秋休みは基本的には設定しないので、せめて3日間置いてという部分ですね。

北嶋委員
教育長 ああ、そうですか。はい、分かりました。

 10月の第2日曜日の翌日からということになっているんですけども、普通でしたらそこは、今課長が言ったように、スポーツの日になりますので、そこからなんですけれども、学校始まりは火曜日からということになると思います。

 あと、9月いっぱいやってしまうと、週の途中で学期が切り替わってしまうというので、それもね。課長が言ったようなことで、ほかも大体そうになっているみたいですね。

北嶋委員
教育長 ああ、そうですね。はい、分かりました。

 ほかいかがでしょうか。じゃ、よろしいでしょうか。

 （「はい」と呼ぶ者あり）

教育長 質問がなければ、では、議案第30号についてお諮りいたします。

 議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

 （賛成者挙手）

教育長 ありがとうございます。挙手満場。

 それでは、議案第30号は原案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

◎議案第31号 結城市奨学基金の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

◎議案第32号 結城市奥順奨学基金の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

◎議案第33号 乙女屋本店奨学基金の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

教育長 続いて、議案第31号 結城市奨学基金の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、議案第32号 結城市奥順奨学基金の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、議案第33号 乙女屋本店奨学基金の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則については、関連がございますので一括上程いたします。

事務局 それでは、私のほうからご説明させていただきます。

 議案書5ページをご覧ください。

 内容等は3つともほぼ同じような内容になりますので、結城市奨学基金の条例施行規則を基にご説明させていただきます。

 議案第31号 結城市奨学基金の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について。

上記議案を提出する。

令和3年10月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

続きまして、6ページ、こちらが公布文となっております。

7ページから24ページにかけましては、改定になります書式様式等が添付してございます。

それでは、25ページをご覧ください。

結城市奨学基金の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についての改正案と現行になっており、左側が今回の改正案となっております。

今回の改正案の概要につきましては、8月にご審議いただきました結城市奨学基金の設置及び管理に関する条例の中で、奨学金の貸与時期を早め、高校在学中に貸与者を決定することに改正したことによりまして、その条例の施行に必要な細則や事項などを定めましたこの施行規則に影響する箇所を改正するものでございます。

改正案でご説明いたしますと、第2条第1号では、「または成績書」を加えます。第5号では、小論文等の提出を現在は求めておりますので、「教育長が必要と認める書類」を加え、第3条第3項では、「合格通知書の写しまたは在学証明書を添えて」を加え、結城市奨学基金決定通知書様式第5号を新たに交付することとしましたので、第4項を追加いたしました。

次に、26ページをご覧ください。

第3条第5項では、第4項の追加により、「貸与の決定」と文言を訂正いたしました。第5条第1項では、分割での貸与を廃止することにより、ただし書きの条文を削除し、また、連帯保証人の本人確認を担保するため、印鑑登録証明書の添付を求め、第3項を追加いたしました。

続きまして、第6条では、貸与時期の変更に伴い、新規者は3月、継続者は5月とし、分割の条文は削除いたしました。第7条以降の改正箇所につきましては、今回、先ほどの様式第5号を追加様式とし、新規の追加様式としましたことによりまして、それ以降の様式番号が1つずつ繰り下がっておりますので、以下の番号に変更になっております。

結城市奥順奨学基金及び乙女屋本店奨学基金につきましても、同様の改正内容となっております。

以上が議案第31号、第32号、第33号についてのご説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

ただいま事務局から議案第31号、議案第32号、議案第33号について説明がありましたが、ご質問等ございましたらよろしくお願いします。

岩崎委員

よろしいですか。

教育長

岩崎委員。

岩崎委員

これは今までは願書と小論文だったと思うんですけれども、それに成績の書類が付け加えられたということですかね。

教育長 事務局。事務局。
事務局 成績証明書につきましては、推薦調書または成績証明書ということで、どちらか選択できるという、学校が発行するものでもいいですよということで書いております。

教育長 岩崎委員。
岩崎委員 論文も従来どおりですね。
事務局 そうですね、今回につきましても小論文を予定しております。
岩崎委員 はい、分かりました。ありがとうございます。
教育長 ほかいかがでしょうか。
(発言する者なし)

教育長 よろしいですか。
では、質疑がなければ採決に移ります。
採決は1議案ずつ行いますので、よろしくお願いします。
最初に、議案第31号についてお諮りいたします。
議案第31号について原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手お願いいたします。
(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。挙手満場。
それでは、議案第31号は原案のとおり決定いたします。
次に、議案第32号についてお諮りいたします。
議案第32号について原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手お願いいたします。
(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。挙手満場。
では、議案第32号は原案のとおり決定いたします。
続きまして、議案第33号についてお諮りいたします。
議案第33号について原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手お願いいたします。
(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。挙手満場。
それでは、議案第33号も原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

◎議案第34号 ゆうき図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

教育長 次に、議案第34号 ゆうき図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局より提案説明をお願いいたします。

事務局 44ページになります。

議案第34号 ゆうき図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について。

上記議案を提出する。

令和3年10月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

この改正の内容につきましては、新旧対照表が46ページにあります。

条例施行規則第28条、貸出しの冊数に関する規定でございますが、現在、ゆうき図書館の図書に関しては貸出冊数の上限というのは設けておりません。無制限ということになっております。ただし、貸出期間については14日間という規定がされております。

現在、図書を借りる人の状況を見ますと、ほぼ15冊以内で借りる人が全体の約93.6%、これは10月5日時点の状況ですけれども、16冊以上借りている人が6.4%になります。ただ、中でも50冊近く借りる人も中にはいらっしゃるわけですね。そうしますと、1人で多くの図書を借りてしまうと、同じ図書、本を借りたいと思う人が借りられなくなってくるという状況も発生する場合もございます。

また、貸出期間が14日間と指定がされておりますので、14日間のうちで50冊も借りていって、それが全部読めるのかということ、それもちよっと難しいのかなということで、その貸出し冊数を上限15冊に規定したいと考えております。これは、14日間の貸出期間がありますので、1日1冊ぐらいいは何とか、絵本であれば何とかということで、貸出期間を無制限から15冊に改める規則ということで上程をいたします。

以上です。

教育長

ありがとうございました。

ただいま事務局から議案第34号の説明がございましたが、ご質問等がございましたらよろしくお願いします。

生涯学習課長

ちょっと補足説明を。

教育長

課長。

生涯学習課長

ちなみに、こちらの規則の改正につきましては、令和4年1月1日からの施行でございます。

教育長

ご質問等お願いします。

岩崎委員。

岩崎委員

すみません、今、1人で50冊借りる方がいらっしゃるっていうお話だったんですけれども、何か決まったジャンルというかそういうので集中的に借りるのか、全く別、そういうのがなくて50冊も借りるのか、その辺はその方どんな感じだったんですか。

生涯学習課長

すみません、その辺はちょっと。

岩崎委員

分からないですか。いや、本当に、そうですよね、50冊も借りるというのは相当なペースで読まないとなれないので。すみません、ありがとうございます。

教育長

ほかいかがでしょうか。

中村委員 まあ絵本なんかの文字数が少ないやつを親がこう、なっちゃうかもしれないよね。ある意味ね。これはやっぱり結構、突き詰めると結構めんどくさいですよ。こんな分厚い小説と絵本と全然比較にならないし、読めるのと言ったって、読めるって言われればそれまでだしね。だからまあ妥当な数字ではないですか。

教育長 よろしいですか。
 （「はい」と呼ぶ者あり）

教育長 じゃ、質疑がなければお諮りいたします。
 議案第３４号について原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。
 （賛成者挙手）

教育長 ありがとうございます。挙手満場。
 それでは、議案第３４号は原案のとおり決定いたします。
 以上で本日の５議案は全て決定いたしました。ありがとうございます。

◎報告第３４号 教育長報告について

教育長 次に、次第の３、報告事項に入ります。
 案件は、報告第３４号 教育長報告についてのみとなります。
 私から報告いたします。
 報告第３４号 教育長報告について。
 上記のことについて、別記のとおり報告する。
 令和３年１０月２５日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。
 では、４８ページご覧ください。
 最近の様子と合わせて報告させていただきたいと思います。
 まず、一番最初にご報告させていただくのは、このコロナ感染者減少の傾向を受けて、第６波への備えということで、各学校とも今、本当に結城市も２週間以上感染者ゼロという状態で、昨日は茨城県もゼロ、１年以上たってゼロというふうになっているんですけども、非常にいいことなんですけれども、だからといって、やっぱり学校のほうでは気を緩めることなく、きちんと対応してくれということで指示はしてあります。
 （１）各学校、学年、学級での感染症対策の徹底ということで、この学年によってあるいは学級によって、換気の仕方とか気をつける点が違うということがあってはなりませんので、学校で徹底して、常に感染症対策をお願いしたいということで指示をしてあります。
 （２）オンライン学習充実のための研修会ということで、学校教育課の骨折りで、何とかオンライン授業を結城市もできるようになりました。ただそれだけでは済みませんので、それが子供たちにその教育的効果を上げるためのツールでなければいけないということです。さらに学校で今のうちにこのオンライン学習の研修をしていただいて、来るべき第６波へ

の備えということで徹底していければと考えております。

(3) 情報モラル教育の徹底、全国的にいろいろと問題になっております。パスワードが全部同じだったとか、それで町田市では自殺者を出してしまったとか、あるいははじめ、あとは不正アクセスということで、かなり問題になっていますが、その情報モラルというのをもう一度徹底する。詳しくれば詳しいほどそういうことはできてしまうと思うんですけれども、できてしまうことをさせないように、情操面での教育を徹底していただくように、学校には指示徹底してまいりたいと考えております。

(4) 感染者、濃厚接触者、不登校者等への学習支援、かなり遅れている子も中にはいるかと思えます。そういう子に対しての補充支援とか、そういうことを学校でもう一回徹底するように指示したいと考えております。

2番です、凡事徹底。

これ、議会のときに、教育長の指導方針ということで答弁させていただいたものです。コロナ禍で見逃していた基本的な学校生活の見直し、もう一回その基本的な学校生活、何が足りないのかということを学校全体で見直しをしてもらうように指示していきたいと考えております。

(1) として、人権講演会、今回中止になりましたが、コロナ禍だからしなければならない人権教育っていうのもあるのかなと考えております。中止になってしまったからやらないっていうのではなくて、だからなおさら、友達に嫌なことをされて、嫌なことをして、嫌なことっていうことをもう一回考えるようにと話していきたいと思えます。

(2) 教職員の勤務時間、心身の健康、心配事、独り住まい職員のサポートということで、特に管理職だけではなく学年主任等がそういう、子供たちに気を配るのも当然なんですけれども、先生方にも気を配ってもらいたいということです。

(3) 自然災害に対する対応。これを書かせていただいたのは、この前、台風が来るか来ないかで、それで学校を休校にするかどうかで、非常に悩みました。近隣の教育長さんらとも連携を取り合いながらやったんですけれども、結局、オンラインでやる、休校にしたというのが下妻市と筑西市、あとは全部通常の授業だったんですけれども、そのときに、やっぱり雨風強いのが収まらなくて、市内の小学校でも避難訓練みたいに待機させて引き渡しを行ったということも出てきてしまいました。

そのときに、いろいろと、そんな急に、ちょっと時間を早く下校時刻、小学校、中学校とも早くしたんですけれども、急にそんなことをされたら困るっていうご意見をいただいて。

そうではなくて、やっぱり学校のほうでもう一回もうちょっと丁寧に説明して、もしお困りの場合には相談してくださいとか、そういう声かけっていうのがあれば、わざわざ教育委員会にそういうご意見届かなかったのかなっていうことで。当然これからもあると思えますので、その辺のところ、各学校にもう一回徹底していきたいと考えております。何か台風がま

た向かっているみたいなので、台風になったかどうか分からないですけれども。

(4)です。教職員の交通事故防止ということで、この話をするのでも、昨日も久下課長のところにあって、これはもうずっと前に書いたんですけども、コンビニでのバック退出、気をつけてねと。

コンビニの事故、おとといで4件目なんです。それも、学校の職員同士、違う学校の職員同士が何で土曜日の午前8時前にその辺のコンビニでぶつかなければいけないんだと。それなりの事情はあったんですけども、特にこれで4件目になるんです、先生方のコンビニでの事故が。

1件目は、朝の6時50分、なぜそんな朝早くにコンビニにいるの、何をやってたのとか。その先生はちゃんと朝早く来て、交通指導をするために来ているんですけども、毎日それではやっぱり先生が疲れてしまうのではないかと。そういうところで、事故発生、そこにいなければいけない、夜の9時50分にコンビニで事故になりましたって、まさか帰りじゃないだろうとか、そういうことを思ってしまうわけなんです。

それもあわせて、先生方ややっぱり疲れがたまっていると、必ず事故が多くなるので、だからそういうところでもう一回ちょっと、先生の交通事故は信用失墜行為にもつながるんですよと、ただあなただけの事故ではないんですよということをよく徹底するように、今日も久下課長から各学校に文書、メールを出してもらったところです。特にコンビニでの、あのバックで出るときは気をつけなさいって、あれ、危ないですよ。だから、そこだけは何回も繰り返して言っていきたいと思います。

(5)です。今度は児童生徒の事故防止ということで、徹底した交通安全指導といじめ撲滅。事故防止というのは、交通事故だけではなくて、いじめあとは生命尊重の教育ということで、さらに徹底していききたいと思います。

結城市は令和元年9月18日から今日10月25日で、768日交通死亡事故ゼロなんですってね。これは茨城県内で多分、先月もそうだったんですけども、県で7位の記録だと。だからもう特に小中学生の命に関わるような事故があったらとんでもないことです。このいいことを何とか1,000日あるいは2,000日続けられるように、特に小中学校のほうでも指導は徹底していききたいと思います。それなので書かせていただきました。

(6)です。学校内での盗難事故防止。これは近くの市町村の学校で遭った盗難事件です。ですからもう一回その基本に徹底して、金品を学校に置かない。あとは、これからもう本当に暗いんですけども、部活が終わってから昇降口なんかを閉めるようなところがあって、そうではなくて、部活始まる前の明るいうちにもう昇降口は閉めて、室内の部活だったらそれを顧問が開けて出してまた閉める。そのぐらいうちやなかったら、特に結城南中あたりだったら、後ろの昇降口あたり開いていたら、泥棒さん、ど

うぞ入ってくださいってなってしまうと思う。そういう危機管理というのを各学校で、日が短くなってきたからこそやっぱりやっていただきたいと。そういうことで、学校にも徹底していきたいと考えております。

3の行事その他についてです。

(1)の前に、紬のふるさと体験授業、先ほどの会議でもお話ししましたが、何とか今年は3年生を対象に実施することができました。毎年2年生だったんですけれども、今の3年生は昨年できていませんでしたので、3年生のこの時期にやらせていただきました。着楽会の皆さんに本当にお世話になりました。非常に子供たちも喜んでいた様子でした。

10月30、31日、祭りゆうきがあります。

(2)11月6日、令和2年度の成人式、日程は、時間を分けて区切って開催ということになっております。

(3)11月13、14日、きものday結城ということになります。下にも書いてありますが、11月13日、平日でしたら閉庁日になっているんですけれども、今回土曜日ということですので、部活動可の通常の土曜日というふうになっております。

(4)11月23日にアクロス開館30周年記念と市役所開庁1周年記念のコンサートがございます。

(5)11月25日、結城市防災時初動対応向上訓練というのが、いつもでしたら防災訓練があると思うんですけれども、その代わりということで、結城小学校であるようです。

(6)11月26日から中学校の入学説明会があります。26日は結城中、30日が南中、東中ということです。先ほど決定いたしました2学期制についても、そちらで説明する予定です。

(7)12月4日から6日まで、山川文化会館の文化祭が、ちょっと例年より遅れているんですけれども、実施するということになっております。

(8)12月8日、第2回学警連がございます。

※印です。学校閉庁日、12月27、28の月、火は閉庁日になっております。部活も禁止です。

結城市教育振興大会あるいは人権講演会については、先ほどもお話ししましたが、紙上開催ということになっております。

市内作品展あるいは手をつなぐ子らの作品展は、各学校で開催ということになっております。

付け足しなんですけれども、子供たち、非常に頑張っていて、この前は運動系の市長表敬訪問があったんですけれども、この次は文科系の市長表敬訪問があると思うんですけれども、今のところ知事賞ということで、結城西小の地球安全マップコンクールの低学年の部、1年生が知事賞で、東中の3年生が国土緑化ポスターで知事賞ということになっております。あと、発明工夫展で、江川北小の3年生が、巻きやすい指用ばんそうこうって、私もちょっと見たんですけれども、これは面白いなと思ったら、県

でも入選して全国大会ということで。もう1つ、結城中学校の1年生のエコバッグっていうのが県展で入選して、全国大会ということになっているようです。子供たちも非常によく頑張ってくれています。

参考として、そちらに市議会、あとは就学時健康診断について載せさせていただきました。就学時健康診断についての人数は、そのとき来たか来ないかでちょっと2、3人誤差があると思いますが、大体そういうことだそうです。

私のほうからは以上でございます。

何か質問等ございましたらよろしくお願いします。

北嶋委員。

北嶋委員

1番のコロナ感染のところに関連してなんですけれども、ちょっと子供たちで今、鼻水が出る、風邪っぽいとか、少し熱っぽいとか、あとワクチンやった後の熱っていうお子さんもいらっしゃるんですけれども、学校ではもう既にインフルエンザなんかで休んでいるお子さんはいらっしゃるんですか。

教育長

指導課長、どうですか。

指導課長

まだインフルエンザっていうのは聞いていないですね。

教育長

これからやっぱり……迷っちゃいますよね。やっぱり単なる風邪で休んだのですがPCR受けた子もいるんですけれども、それで陰性だとか、そういうのが出てくると思うんですよね。

北嶋委員

去年は少なかったんですけども、今年は爆発的になんて、何かニュースなんかでもよく言っているの。

教育長

そうですね。

北嶋委員

そうすると、やっぱり、こう……、少なくなるような準備をしないとね。

指導課長

インフルエンザのワクチンが足らないような状況ですね、今年度は。

教育長

ああ、そちらのほうもやっぱり、学校には徹底して、またインフルエンザで学級閉鎖とか何かになったら本当に大変なので、やれることはやっぱりやりましょうということで、我々も予防接種は打ちたいと思っています。

中村委員。

中村委員

ちょっと、今の感染症の話で、コロナ対策のワクチンって、児童生徒は打っているんですか。それはもう義務とかそういうのではなくて、保護者の判断でという。

教育長

そうですね。保護者の判断で。もうこれはプライバシーに関わることなので、学校で「はい、打った人」なんて、そんなことは言えませんので。

大体12歳から15歳までっていうことで、そういう年齢に区切ってこちらのほうには一応来ているんですけれども、1回目は1,164人、61.9%、2回目が693人で38.9%、今そういうような報告が来ております。ですから、ある程度打っているのではないかなと思うんですけれども。

中村委員

それ、合算して……、何歳から何歳までですか。

教育長

12歳から15歳。小学校6年生に、まだ12歳に6年生でなっていな

い子もいます。そこから中学校3年生まで。

中村委員 その縛りはあるんですね。

教育長 はい。

中村委員 そうすると、それで……ああ、分からないのか、今パーセントが出たから分かっていると思うんだけども。そうすると、今の時点って言っても、今の時点っていうのも分からないだろうけれども、トータルで何パーセントぐらい、生徒の接種率っていうのはどのくらい、大体の概算で。半分ぐらい行っているということかな。

教育長 12歳から15歳までですか。

中村委員 うん。

教育長 12歳から15歳までですと、1回目が61.9%。

中村委員 1回目が60……、ああそうか、そうか。

 大体、大体わかりました。

 おおよそのおおよそで。小学生は打たないんでしたっけ。

教育長 小学校6年生も12歳になった子だけなので、打てない子もいるんです。

中村委員 その前は、その、要するに12歳未満の子供はやらないの。

教育長 未満の子も打てますよね。

中村委員 打ってもいいというか、その辺がね、意外とほら、大人の接種もうんと騒いでいたけれども、子供の接種について何かよく情報が入ってこなくなってしまったんだけども。

教育長 事務局で分かる方はいらっしゃいますか。12歳以下でも打っていますよね。

事務局 打てないんだと思います。

教育長 打てない、失礼しました。

中村委員 ああ、打てない。

事務局 ワクチンの接種自体が12歳以下だときちんとまだなっていないので。

中村委員 対応できないっていう、政治的にね。

事務局 そうです。

中村委員 なるほど。ありがとうございます。

教育長 すみません、中途半端で申し訳ございません。

 そのほかいかがでしょうか。

 岩崎委員。

岩崎委員 コロナ感染についてなんですけれども、学校でいろいろな行事が、修学旅行はやる学校、いろいろお祭りというか学校祭みたいなのはやらないとか、いろいろこうあれですけれども、例えば学校内での研修、例えば去年南中でやりました、南極のああいう探検隊に参加された先生の講演とか、ああいうのを開催する云々っていうことになる、そこは学校長の判断なんですか、それとも教育委員会のほうの判断になるんですか、その辺は。

教育長 もう学校長の判断で。実際もう文化祭もやっていますし、保護者も入れていますし。結城中も東中ももう文化祭が終わっていて、今度11月5日

に南中がやる番なんですけれども。

あとは、今週の２７日には、斉藤課長にお世話になって、結城廃寺の講演会を南中でもやらせていただくとか。だから、そのときも当然、感染症対策にはもう万全を期して、換気とか、ちょっとディスタンスを取るとか、そういうことはやりながら、もうやるなというのではなくて、工夫してやってくれということで、どんどんやるようにはしています。

岩崎委員

学校内での生徒たちの知識を高めるためのその研修会というのは、今まではちょっとなかなか大変だったですけれども、これからはそういう学校長の判断でということですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

教育長

ほかいかがですか。よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長

ほかに質問がございませんので、報告第３４号については終了させていただきます。ありがとうございました。

以上で本日の案件について全て終了いたしました。

慎重なご審議、ご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

以上をもちまして令和３年１０月教育委員会定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午後１時５０分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員